



# 長野県報

3月25日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1544号

## 目 次

### 規則

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則（市町村課まちづくり支援室）	2
長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	3

### 告示

事務処理規則に基づき地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等（行政システム改革チーム）	3
解除予定保安林（森林保全課）	3
公共測量の実施（監理課）	3
公共測量の終了（監理課）	3
公共測量の作業期間の変更（2件）（監理課）	3
都市計画事業の事業計画の変更認可（5件）（都市計画課）	4
道路の区域変更（3件）（道路維持課）	5
道路の供用開始（3件）（道路維持課）	7
廃川敷地等（河川課）	8
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	8

### 公 告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（3件）（産業振興課）	8
土地改良事業計画の縦覧（土地改良課）	9
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農村整備課）	10
林業技術者養成講習（林業振興課）	10
長野県南信州広域公園の区域追加及び供用開始（都市計画課）	11
土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	11
土地区画整理事業に係る換地処分（都市計画課）	11
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（土地改良課）	11
落札者の決定（医務課県立病院室）	11
一般競争入札（ガス課）	12
平成16年度長野県警察官採用試験（A・平成16年8月採用）及び平成16年度長野県警察官採用試験（A・平成17年4月採用第1回）（人事委員会事務局）	13
新和田トンネル有料道路における料金の徴収（道路建設課）	16

### 訓 令

教職員の任用替（義務教育課）	18
----------------	----

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

**長野県規則第4号**

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

(消費生活協同組合法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

(1) 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年長野県規則第61号) 第6条第1項

(2) 社会福祉法施行細則(昭和26年長野県規則第77号) 第7条

(3) 身体障害者福祉法施行細則(昭和35年長野県規則第34号) 第12条第2項

(4) 消防法施行細則(昭和35年長野県規則第44号) 第6条

(5) 農業協同組合法施行細則(昭和37年長野県規則第45号) 第22条

(6) 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号) 第11条

(7) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号) 第4条第1項及び第10条

(8) 行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則(昭和43年長野県規則第21号) 第4条

(9) 土地改良財産の管理等に関する規則(昭和45年長野県規則第49号) 第35条

(10) 林業種苗法施行細則(昭和46年長野県規則第1号) 第6条

(11) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年長野県規則第7号) 第13条第1項

(12) 地方卸売市場等に関する条例施行規則(昭和46年長野県規則第79号) 第19条

(13) 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号) 第29条第2項

(14) 建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号) 第19条

(15) 森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号) 第15条

(16) 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号) 第47条

(17) 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年長野県規則第39号) 第3条第1項及び第5条

(18) 家畜改良増殖法施行細則(昭和58年長野県規則第43号) 第5条

(19) 凈化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号) 第3条第1項及び第12条

(20) 凈化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号) 第3条第1項

(水産業協同組合法施行細則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所長、岡谷市」に改める。

(1) 水産業協同組合法施行細則(昭和25年長野県規則第14号)

第16条第1項

(2) 森林病害虫等防除法施行細則(昭和27年長野県規則第96号) 第9条

(3) 長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和31年長野県規則第47号) 第12条

(4) 地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号) 第9条第1号

(5) 森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号) 第19条

(6) 養鶏振興法施行細則(昭和35年長野県規則第62号) 第3条

(7) 水産業協同組合検査規則(昭和39年長野県規則第97号) 第10条

(8) 土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号) 第33条

(9) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則(昭和42年長野県規則第39号) 第4条

(知的障害者福祉法施行細則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

(1) 知的障害者福祉法施行細則(昭和37年長野県規則第4号) 第5条

(2) 長野県景観条例施行規則(平成4年長野県規則第41号) 第12条

(3) 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号) 第10条

(4) 生活保護法施行細則(平成8年長野県規則第7号) 第10条

(5) 長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号) 第64条第1項

(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号) 第6条第1項

(家畜商法に基づき提出する書類の経由に関する規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「を経由」を「、東御市に住所を有する者にあっては上小地方事務所長」を「経由」に改める。

(1) 家畜商法に基づき提出する書類の経由に関する規則(昭和24年長野県規則第96号) 本則

(2) 通訳案内業法施行細則(昭和26年長野県規則第11号) 第3条

(3) 家畜取引法施行細則(昭和31年長野県規則第41号) 第5条  
(牧野法施行細則の一部改正)

第5条 牧野法施行細則(昭和26年長野県規則第76号) の一部を次のように改正する。

第5条中「駒ヶ根市」を「東御市にあっては上小地方事務所長、駒ヶ根市」に改める。  
(養ほう振興法施行細則の一部改正)

第6条 養ほう振興法施行細則(昭和31年長野県規則第8号) の一部を次のように改正する。

第4条中「を経由」を「、東御市にあっては上小地方事務所長」を「経由」に改める。  
(長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和31年長野県規則第31号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「岡谷市」を「東御市にあっては小県福祉事務所、岡谷市」に改める。

## (建築基準法施行細則の一部改正)

第8条 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小諸市」の次に「の区域、上小地方事務所にあつては東御市」を加える。

第38条中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

## (農業協同組合検査規則の一部改正)

第9条 農業協同組合検査規則（昭和44年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条中「岡谷市」を「東御市に主たる事務所の所在する組合にあつては上小地方事務所長、岡谷市」に改める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月25日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第1号**

## 長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和48年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表の第2通学区の項中「佐久市」を「佐久市 東御市」に改める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

高校教育課

**長野県告示第200号**

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成15年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

知的障害者施設訓練等支援費等県費負担（補助）金交付要綱（平成16年3月16日付け15障第661号社会部長通知）の規定に基づく補助金等

知的障害者地域生活援助事業補助金交付要綱（平成16年3月18日付け15障自第52号社会部長通知）の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

**長野県告示第201号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

長野市大字茂菅字本郷297の5（次の図に示す部分に限る。）、  
297の6

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

**長野県告示第202号**

望月町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 作業種類 公共測量（世界測地系へ座標変換 総合計画）

## 2 作業期間 平成16年3月20日から平成16年4月30日まで

## 3 作業地域 望月町全域

監理課

**長野県告示第203号**

御代田町長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 作業種類 公共測量（下水道台帳作成）

## 2 作業期間 平成15年9月24日から平成16年3月12日まで

## 3 作業地域 御代田町全域

監理課

**長野県告示第204号**

松本建設事務所長から、次のとおり公共測量の作業期間を変更する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫